

## 補助対象団体

市民活動を行うことを主たる目的とした、次のすべての要件に該当する団体。

- (1) 2人以上で構成され、その過半数以上が市民（市内在住、在勤又は在学）であること。
- (2) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ主として市内で市民活動を行っていること、又は行う見込みがあること。
- (3) 定款、会則、規約等を定めていること。
- (4) 年間の活動計画を策定していること。
- (5) 適切な会計処理が行われていること。
- (6) 市民活動センターに団体登録されていること、又は団体登録する見込みがあること。
- (7) 団体に加入を希望する者は、特別な理由がない限り、任意にその構成員になることができる団体であること。
- (8) 市民活動団体設立補助を希望する団体にあつては、設立3年未満の団体であること。

### <対象外とするもの>

- (1) 申請時において当該申請を行う市民活動団体又はその代表者が市税等を滞納している。
- (2) 営利を主たる目的とした団体。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。
- (5) 特定の政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体。
- (6) 公序良俗に反する活動を行っている団体。